

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する指針

特定非営利活動法人みつばちの家

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

当社（施設・事業所等）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針定める。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の防止体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、担当者を決め、委員会を設置する等事業所全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また厨房場所、手洗い・うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 支援と感染症対策

支援の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し、常時マスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図ります。

① 発生時の状況把握

② まん延防止のための措置

③ 有症者への対応

④ 関係機関との連携

⑤ 行政への報告

事業所の管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の担当課に報告をするとともに、所管の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症防止対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための感染症防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

② 委員会の構成員

- ・ 理事長
- ・ 事務長
- ・ 管理者
- ・ サービス管理責任者
- ・ 生活支援員
- ・ 看護師
- ・ 世話人
- ・ 夜勤者

③ 委員会の開催

委員会は年2回開催する。その他必要時は随時開催する。

④ 委員会の主な役割

- ・ 感染症予防対策及び発生時の対応
- ・ 各種マニュアル等の整備
- ・ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ・ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ・ 職員研修の企画・開催
- ・ 各事業所における感染症対策実施状況の把握

4. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

支援に携わる全ての従業員に対して、感染症防止対策委員会を通じて、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的な支援の励行を図り職員教育を行います。

① 定期的な研修会の実施（年2回以上）

② 新規採用者に対する感染症対策研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができる。

附則

この指針は、令和4年8月1日より施行する。